低コスト工法とは...

既存の壁や床、天井を最小限に解体することで補強できる、耐震改修工法の一種です。県では、この工法を習得してもらうため、改修事業者に研修会を開催しました。 研修修了者は県ホームページに公表されていますので、参考にしてください。

【メリット】

〇工事費を抑えることができます OI

〇工期が短縮できます

○工事中の生活への影響が軽減されます ○ゴミ (廃棄物) が少なくなります

〇費用が縮減されたことで他のリフォームができます



低コスト工法を採用 した耐震改修事例も 県ホームページで ご覧いただけます。

市町村窓口一覧

| 市町村名 | 電話番号 | 市町村名 | 電話番号 |
|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 甲府市 建築指導課 | 055-237-5828 | 早川町 振興課 | 0556-45-2517 |
| 富士吉田市 都市政策課 | 0555-22-1111 | 身延町 建設課 | 0556-42-4808 |
| 都留市 建設課 | 0554-43-1111 | 南部町 交通防災課 | 0556-66-3417 |
| 山梨市 都市計画課 | 0553-22-1111 | 富士川町 都市整備課 | 0556-22-7214 |
| 大月市 建設課 | 0554-20-1852 | 昭和町 都市整備課 | 055-275-8413 |
| 韮崎市 営繕住宅課 | 0551-22-1111 | 道志村 産業振興課 | 0554-52-2114 |
| 南アルプス市 管理住宅課 | 055-282-6397 | 西桂町 建設産業課 | 0555-25-2173 |
| 北杜市 住宅課 | 0551-42-1362 | 忍野村 建設課 | 0555-84-7793 |
| 甲斐市 建設課 | 055-278-1668 | 山中湖村 村土整備課 | 0555-62-9975 |
| 笛吹市 まちづくり整備課 | 055-261-3334 | 鳴沢村 振興課 | 0555-85-3083 |
| 上野原市 建設課 | 0554-62-3123 | 富士河口湖町 都市整備課 | 0555-72-1976 |
| 甲州市 建設課 | 0553-32-5071 | 小菅村 源流振興課 | 0428-87-0111 |
| 中央市 建設課 | 055-274-8553 | 丹波山村 振興課 | 0428-88-0211 |
| 市川三郷町 建設課 | 055-272-1136 | | |



県土整備部 建築住宅課 建築防災担当 TEL:055-223-1734



令和<mark>7</mark>年度版



山梨県



あなたの家は、大丈夫ですか?

昭和56年5月以前に着工された木造住宅は、耐震性が低い可能性があります。

昭和56年6月の建築基準法の改正により、耐震基準が強化され、概ね震度6強の地震でも倒壊しない構造となっております。

一方、それ以前に建てられた木造住宅は、耐震性が低い可能性があるため、是非耐震診断を行ってください。

STEP1 建築年月日の確認

昭和56年5月以前

STEP2 耐震診断

耐震性なし

| 判定結果の見方 | 総合評点 | 判定 | 耐震性 | |
|---------|-------------|------------|-----|--|
| | 1.5以上 | 倒壊しない | あり | |
| | 1.0以上~1.5未満 | 一応倒壊しない | | |
| | 0.7以上~1.0未満 | 倒壊する可能性がある | なし | |
| | 0.7未満 | 倒壊する可能性が高い | | |

STEP3 耐震設計·耐震改修工事等

工事完了

耐震化完了

耐震性が低いままだと...

もし、<u>家族や友人がいる時に地震</u>が発生し、 自宅が倒壊してしまったら…





倒壊して火災が起きたり、道を塞いだら… 誰かの救助の妨げになったら…

生存しても、<u>家がなくなれば避難所生活</u>。 プライバシーとか、健康面が心配…



誰かの「命」に関わってきます。

耐震化を行うにも費用の心配が...

県では、次の事業について、補助制度を用意しています。なお、市町村によって事業内容等が異なる場合もありますので、詳しくは「お住いの市町村」にお問合せください(裏面)。

【補助制度が利用できる木造住宅】

次の条件に全て該当する木造住宅が補助を利用することができます。

- ①県内にあり、昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ②木造在来工法で2階建て以下の住宅
- ③長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅(借家を除く)
- ④市町村が認める住宅

【耐震診断(無料)】

市町村に申込をすると、山梨県耐震診断技術者(建築士)が派遣され、住宅を調査し、地震に対する強度を診断します。 診断後、総合評点を示し、説明を行います。 自己負担 (0 (ゼロ)

【耐震改修等】

耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の場合、耐震性がないため、耐震設計・耐震改修工事等を行う必要があります。県では市町村とともに次の工事に対して補助制度を設けています。

① 耐震改修工事

補助限度額 : 最大 1,437,500円

耐震改修・建替 最大1,437,500円 補助

② 建替え工事

補助限度額 : 最大 1,437,500円

ただし、耐震改修工事費と建替え工事費を 比較して低い額が限度となります。

住宅全体を耐震化するまでの費用はなかなか厳しいという方には...

【耐震シェルター等設置工事(防災ベッド含)】

補助額: 36万円 ※金額は市町村により異なります。 住宅の1室の中にシェルターや防災ベッドを設置する丁事です。

総合評点がO.7未満の住宅が対象となります。

